

## 著名な絵画及び版画からなる商標登録出願の取扱いについて（案）

平成 28 年 8 月

商標審査基準室

### 1. 著名な絵画及び版画（以下「著名な絵画等」という。）を巡る現状

著名な絵画等は、非常に高い文化的価値を有するものであり、その作者の知名度や絵画等の創作性の高さから何人も使用を欲するものといえる。

そして、著名な絵画等の多くは、様々な者により「被服」「バッグ」「文房具」「菓子」「スマートフォンケース」「飲食店において飲料を提供するために用いられるマグカップ」等の商品又は役務（以下「商品等」という。）に係るデザインや装飾として利用されている実情がある。

また、昨今、著名な絵画等を特定人が商標として多数出願している事実があるところ、これらの商標を登録することにより独占排他的な権利を与えることは不適切であるとの懸念が指摘されている。

### 2. 審査の状況

現行の法令及び審査基準等の規定では、著名な絵画等からなる出願については、「著名な絵画である」ことそれ自体は、拒絶の理由とはされておらず、また、取扱い等も存在しない。

なお、拒絶理由を通知した事例として、例えば、以下のような理由によるものがある。

#### （1）需要者が識別標識として認識しないと判断した事例

指定商品「被服」に使用するときは、自他商品の識別標識として認識するよりも、著名な絵画等を表示したものと認識するにとどまり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないとして、商標法第3条第1項第6号に該当するとした。

#### （2）出所の混同を生ずるおそれがあると判断した事例

著名な絵画等の作者の遺族や著作権管理団体が存在し、これらの者や何等かの関係がある者に係る商品等であると誤認し、その出所について混同するおそれがある場合については、商標法第4条第1項第15号に該当するとした。

### 3. 近時の判決等の動向

近時の判決において、著名な絵画等からなる商標について判示したものは存在しない。

#### 4. 具体的な運用方針（案）

上記2. のとおり、現在、著名な絵画等からなる商標についての取扱いは存在せず、審査実務における判断基準は必ずしも明確とはなっていない。

そのため、今後は以下の方針に基づき、商標審査便覧に記載することとし、判断基準の明確化を図りたい。

##### （1）対象とする著名な絵画等について

著名な絵画等の作者が現存するか否かを問わず、著名な絵画等であるものとして広く認識されているものとする。

##### （2）今後の審査の運用について

###### ①商標法第3条第1項第6号

絵画は、本来、美術作品として人々の鑑賞に資することを目的として描かれるものであり、自他商品等の識別標識として使用されることは想定されておらず、また、上記1. のとおり、著名な絵画等は、昨今の商取引において様々な者により様々な商品等に係るデザインや装飾として一般に用いられている実情がある。

したがって、商品等に付された著名な絵画等を需要者から見た場合、商品等のデザインや美観の向上のために選択されたものと認識し、出所識別のために選択されたものとは認識しない場合が多いと考えられることから、著名な絵画等がそのみで使用されている場合、需要者は、あくまでも商品等の魅力の向上等に用いられる多種多様なデザイン画の一種として認識するにとどまるといえるのではないか。

以上より、出願された商標が著名な絵画等であるとのみ認められる場合、需要者は自他商品・役務の識別標識として認識せず、また、いずれの商品等に使用しても独占適応性がなく、商標としての出所表示機能を持ち得ないと判断する。すなわち、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」（商標法第3条第1項第6号）に該当するものと判断する。<sup>1</sup>

ただし、著名な絵画等と識別力のある文字や図形との組み合わせによる商標であって、全体としても識別力があると認められる場合はこの限りではない。また、長年に渡り商品等について出所を表すものとして使用されたこと等により、識別力を有するに至ったと認められる場合についてもこの限りではない。

<sup>1</sup> 同様の考え方として、音商標について、「需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音」については、商標法第3条第1項第6号に該当するとの運用がなされている。

**②商標法第4条第1項第7号**

大きな経済的価値を有する世界的に著名な絵画等について、その評価や名声等を保護、維持することが国際信義上特に要請される場合等において、当該絵画等からなる商標を何ら関係のない者が出願したときは、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある」として商標法第4条第1項第7号に該当するものと判断する。

**③商標法第4条第1項第15号**

出願された著名な絵画等からなる商標が何人かの業務にかかる商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることから、出願人がその商標を使用したときに、その商品等の出所について混同を生ずるおそれがあると認められる場合等については、商標法第4条第1項第15号に該当するものと判断する。